# 就農関連情報の発信強化事業業務委託仕様書業務委託仕様書

１　委託業務の名称

就農関連情報の発信強化事業業務委託

２　業務の概要

　　　県内の就農関連情報を一元的に提供できる「とやま就農ナビ」の開設及び開設サイトの

ＰＲ活動の実施

３　業務の委託期間

　　　契約締結の日から平成３０年１０月３１日（水）まで

　　　なお、サイトの開設は平成３０年１０月１日（月）とする。

４　委託業務の内容

1. 新規就農関連サイト「とやま就農ナビ」の開設（公社の既設サーバを利用）

　①「とやま就農ナビ」の開設

　　ア　サイトの制作（検索機能を設定）、公社の既設サーバへのインストール、テスト等システムの開設に係る一切の業務を行うこと。

　　イ　サイトのデザインは、利用しやすいように次の条件を満たすこと。

　　　・Internet Explorer11以上、Firefox43以上、Chrome47以上及びSafari9以上のプラウザ対応可能とすること。

　　　・各ページに統一したデザインのグローバルナビゲーションを表示させること。

　　　・利用者がサイトを印刷する際に、書式が崩れないように配慮すること。

　　ウ　利用者が目的の情報を探すために、主要な検索エンジン（Yahoo!、Google等）のキーワード検索を利用することを考慮し、各ページを検索されやすいようにすること。

　　　　また、検索結果の上位に表示されるように工夫すること。

　　エ　公社の職員等が、随時、ウェブ上から更新作業及び運営管理を簡易に行えるように次の条件を満たすこと。

　　　・管理作業のためのマニュアルを作成すること。

　　　・必要に応じて、研修の実施、公社職員による更新作業等のサポートを行うこと。

　②　スマートフォン、携帯端末対応

　　　レスポンシブデザインを採用するなど、PCデータをベースにスマートフォン、携帯端末に対応したサイトを作成し、保守管理を容易にすること。

　③　サイトの掲載情報

　　　見やすく利用しやすいように、項目の分類、改装、既存ページの修正などの詳細も含めて、企画提案によるものとする。

　　ア　就農相談（既存ページ活用）

　　　・相談会開催情報

　　　・就業支援フェア開催情報

　　　・県内の就農イベント情報

　　　・職業紹介コーナー

　　イ　農業に就くには（既存ページ活用）

　　　・新しく農業を始める

　　　・就農Ｑ＆Ａ

　　　・農業体験・就農研修

　　　・資金などの手当て

　　　・農地の取得などの方法

　　　・農業法人に就農する

　　ウ　産地マップ（仮称）（新設）

　　　・産地提案書（仮称）

　　　　　産地ごとのページ，当初は４産地ほど

　　　　　ページの項目：産地紹介、就農までの流れ、就農支援体制、求める人材、

作業体系と経営試算、先輩体験談など

　　　・農業法人の求人（仮称）

　　　　　２０～３０法人の求人情報（既存の求人情報を法人ごとに１ページとする）

　　　・離農意向のある経営体の継承（貸借）可能資産情報（数は未定）

　　　　（市町村地域担い手支援協議会等を中心としたチームが作成したもの）

　　　　　項目：資産の区分、所在地、資産名称、利用可能時期、条件

　　　・移住定住情報（リンク）

　　エ　農業次世代人材投資資金（準備型）（既存ページ活用）

　　オ　先輩の体験談（インタビュー）（既存ページ活用）

　　カ　その他就農希望者の県内でのＵＩＪターン就農に繋がる情報

　④　既設サーバ

　　　　公社のサーバはＯＣＮのBizメール＆ウェブビジネスを利用している。

　　ア　データベース管理　MySQLバージョン：5.1.73

　　イ　各種ツール　　　　PHPバージョン　：5.3

1. （１）で作成した関連サイトのＰＲ活動（インターネット広告等）

５　成果物

（１）業務完了後、実績報告書等を提出する

　　・納入物品

　　　ア　公開開始日時点のコンテンツデータを記録したＣＤ－Ｒ　２組

　　　イ　操作マニュアル　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２組

　　　ウ　画面遷移図　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２組

　　　エ　イ及びウの電子媒体　　　　　　　　　　　　　　　　 ２組

（２）委託業務により製作したデータ、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から

28条に定める全ての権利を含む）は（公社）富山県農林水産公社に帰属するものとする

６　留意事項

1. 製作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと
2. 業務の実施にあたり、届け出等が必要な場合には遺漏なく行うこと
3. 見積り金額にはＷＥＢサイトの企画、構築、運用、ＰＲに要する費用その他一切の費用を含めること

７　その他

1. 業務を遂行するために必要な打合せを随時実施すること
2. この仕様書に定めのない事項については、公社と協議のうえ実施すること